

別添 4

移動式室内足場の認定基準の一部改正について

1 適 用
現行のまま

2 種 類
現行のまま

3 材 料 等
現行のまま

4 構 造

(1) }
 { 現行のまま
(7) }

(8) 作業床部の高さが脚柱台車部の脚柱の伸縮により調節できる形式のものにあっては、次の各号に定めるところによるものとする。

~~a 高さを最大にしたときにおいて、脚柱の外管と内管との重なり代が、外管の外径（角形鋼管にあっては、長辺）の3倍以上の長さであること。~~

~~⊕ a 脚柱の内管がピン等により外管に確実に固定でき、かつ、固定状態が容易に確認できること。~~

~~⊕ b 固定機構部は、容易に点検、整備ができること。~~

以下現行のまま